# 都市計画提案手続きフロー図

：都市計画法に基づく手続き

：県手続要領に基づく手続き

事前調整
・関係市町村等

必要に応じて

事前相談

法第 21 条の２　都市計画の提案（計画提案）

【提案要領】
・一定の面積以上の一体的な区域（原則 0.5ha 以上）
・都市計画に関する基準に適合
・土地所有者等の３分の２以上の同意等

計画提案の受理
【受理基準】
・提案の要件を満たしているとき

計画提案の不受理
・補正事項を通知

法第 21 条の３　計画提案の判断

【判断基準】
・都市計画に関する基準に適合
・都市計画区域マスタープラン等の方針に適合
・周辺環境への影響に配慮
・地権者等へ説明し、理解が得られている等
・関係市町村の意見聴取

都市計画決定等が必要

・法第 21 条の３　都市計画案の作成
・法第 16 条　公聴会の開催
・法第 17 条　都市計画案の公告縦覧

・法第 21 条の４　県都市計画審議会に付議

・法第 20 条　都市計画の決定等の告示

都市計画決定等が不要

・法第 21 条の５
県都市計画審議会の意見聴取

計画提案の不採用

・法第 21 条の５　提案者に通知